

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外投資（株式等）保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00009 沿革（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>令和4年3月30日 一部改正</u> <u>令和4年4月11日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">海外投資（株式等）保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00009 沿革（略）</p>	
<p style="text-align: center;">第1章（略）</p>	<p style="text-align: center;">第1章（略）</p>	
<p style="text-align: center;"><b>第2章 てん補の範囲及びてん補責任額</b> <b>（てん補危険）</b></p> <p><b>第2条</b> 株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、被保険者がこの証券記載の海外投資（以下「被保険投資」という。）を行った場合において、次の各号のいずれかに該当する事由により受ける損失を、この約款（別に特約を締結したときは当該特約を含む。以下同じ。）の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。ただし、被保険投資の相手方が投資先国又は地域以外の国又は地域において直接又は間接に保有する不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益であって事業の遂行上特に重要なもの（再投資先企業（被保険投資の相手方が直接出資又は間接出資を行っている企業をいい、間接出資の場合は中間法人を含む。以下同じ。）の株式及び再投資先企業向け貸付金債権を含む。）以下「主要な事業資産等」という。）に係る第2号から第4号までのいずれかに該当する事由により受ける損失にあつては、当該主要な事業資産等の所在する国又は地域がこの証券に記載されている場合に限る。</p> <p>一～六（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 日本貿易保険は、被保険者の貸借対照表その他決算関係書類又はこれに準ずる書類（公認会計士又はこれに準ずる者の保証したものに限る。以下「財務諸表等」という。）において被保険投資の相手方の株式等として計上されている額と被保険投資の相手方の財務諸表等における当該被保険投資の相手方の簿価純資産額のうちで被保険者の持ち分に相</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 てん補の範囲及びてん補責任額</b> <b>（てん補危険）</b></p> <p><b>第2条</b> 株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、被保険者がこの証券記載の海外投資（以下「被保険投資」という。）を行った場合において、次の各号のいずれかに該当する事由により受ける損失を、この約款（別に特約を締結したときは当該特約を含む。以下同じ。）の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。ただし、被保険投資の相手方が投資先国又は地域以外の国又は地域において直接又は間接に保有する不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益であって事業の遂行上特に重要なもの（再投資先企業（被保険投資の相手方が直接出資又は間接出資を行っている企業をいい、間接出資の場合は中間法人を含む。以下同じ。）の株式及び再投資先企業向け貸付金債権を含む。）以下「主要な事業資産等」という。）に係る第2号から第4号までのいずれかに該当する事由により受ける損失にあつては、当該主要な事業資産等の所在する国又は地域がこの証券に記載されている場合に限る。</p> <p>一～六（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 日本貿易保険は、被保険者の貸借対照表その他決算関係書類又はこれに準ずる書類（公認会計士又はこれに準ずる者の証明したものに限る。以下「財務諸表等」という。）において被保険投資の相手方の株式等として計上されている額と被保険投資の相手方の財務諸表等における当該被保険投資の相手方の簿価純資産額のうちで被保険者の持ち分に相</p>	

新	旧	備考
<p>当する金額（以下「被保険投資の相手方評価額」という。）との差額（以下「プレミアム相当額」という。）を証券で定める場合は、プレミアム相当額について第1項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに掲げる事由により受ける損失を、この約款の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p>	<p>当する金額（以下「被保険投資の相手方評価額」という。）との差額（以下「プレミアム相当額」という。）を証券で定める場合は、プレミアム相当額について第1項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに掲げる事由により受ける損失を、この約款の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p>	
<p><b>（てん補責任額）</b>  <b>第3条</b> 前条第1項第1号から第4号までのいずれかの事由により受けた損失について日本貿易保険がてん補すべき額は、株式等に係る損失にあっては当該事由に係る株式等（以下「非常事故株式等」という。）について同項第1号の事由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価した額と当該非常事故株式等の取得のための対価の額とのいずれか少ない金額から、配当金請求権に係る損失にあっては当該事由に係る配当金請求権（支払期日の到来したもの又は第27条第1項の規定により日本貿易保険が損失の発生を確認したものに限る。以下「非常事故配当金請求権」という。）について、前条第1項第1号の事由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価した額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に100分の95を乗じて得た金額とする。ただし、保険金額を限度とする。          一～三 （略）          2～3 （略）  <u>4 被保険者が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者又は資本金の額若しくは出資の総額が10億円未満の会社（中小企業者を除く。）であって、事業の休止の日以降3月以内に受けた損失について保険金の支払を請求するにあたり、日本貿易保険が次条第3項各号に定める書類の提出が困難であると認めるときは、第1項中の非常事故株式等について日本貿易保険がてん補すべき額は、以下のとおりとする。</u>  <u>「前条第1項第2号から第4号までのいずれかの事由により受けた損失について日本貿易保険がてん補すべき額は、事業の休止の日以降3月以内に発生した費用（通常、損益計算書において営業費用に該当する費用のうち、従業員の給与、地代家賃、水道光熱費、通信費等の費用をいい、財務費用や臨時的に発生した費用は含まない。）について、日本</u></p>	<p><b>（てん補責任額）</b>  <b>第3条</b> 前条第1項第1号から第4号までのいずれかの事由により受けた損失について日本貿易保険がてん補すべき額は、株式等に係る損失にあっては当該事由に係る株式等（以下「非常事故株式等」という。）について同項第1号の事由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価した額と当該非常事故株式等の取得のための対価の額とのいずれか少ない金額から、配当金請求権に係る損失にあっては当該事由に係る配当金請求権（支払期日の到来したもの又は第27条第1項の規定により日本貿易保険が損失の発生を確認したものに限る。以下「非常事故配当金請求権」という。）について、前条第1項第1号の事由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価した額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に100分の95を乗じて得た金額とする。ただし、保険金額を限度とする。          一～三 （略）          2～3 （略）</p>	

新	旧	備考
<p><u>貿易保険が次条第4項に定める書類を基礎として確認することができた額（以下「休止期間営業費用」という。）、前条第1項第2号から第4号までのいずれかの事由による損害の発生の直前に評価した額又は取得のための対価の額のいずれか少ない額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に100分の95を乗じて得た金額とする。ただし、保険金額を限度とする。</u></p> <p>一 <u>取得金又は取得可能金</u>                  二 <u>損失を軽減するために必要な措置を講じて回収した金額</u></p> <p>5 <u>プレミアム相当額を証券で定める場合には、第1項、第3項又は前項中「取得のための対価の額」は「取得のための対価の額（証券で定めるプレミアム相当額を除く。）」と、第1項又は第3項中「残額」は「残額に、当該事由の発生直前に被保険者の財務諸表等において被保険投資の相手方の株式等として計上されている額と当該時点における被保険投資の相手方評価額との差額（ただし、当該差額はゼロを下回らないものとする。）と証券で定めるプレミアム相当額に係る取得のための対価の額とのいずれか少ない金額から当該プレミアム相当額について当該事由の発生直後に評価した額を控除した残額を加えた額」と、それぞれ読み替えて適用する。</u></p> <p>6 <u>第1項から第4項までに規定する「100分の95」について、この証券記載の付保率を100%として保険契約を締結するときは、「100分の100」と読み替えて適用する。</u></p>	<p>4 <u>プレミアム相当額を証券で定める場合には、第1項又は前項中「取得のための対価の額」は「取得のための対価の額（証券で定めるプレミアム相当額を除く。）」と、「残額」は「残額に、当該事由の発生直前に被保険者の財務諸表等において被保険投資の相手方の株式等として計上されている額と当該時点における被保険投資の相手方評価額との差額（ただし、当該差額はゼロを下回らないものとする。）と証券で定めるプレミアム相当額に係る取得のための対価の額とのいずれか少ない金額から当該プレミアム相当額について当該事由の発生直後に評価した額を控除した残額を加えた額」と、それぞれ読み替えて適用する。</u></p> <p>5 <u>第1項、第2項及び第3項に規定する「100分の95」について、この証券記載の付保率を100%として保険契約を締結するときは、「100分の100」と読み替えて適用する。</u></p>	
<p><u>（評価額の基礎とする書類）</u></p> <p>第4条 前条第1項の非常事故株式等について第2条第1項第1号の事由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価した額は、次の各号に定めるいずれかの書類における被保険投資の相手方評価額（以下「直前評価額」という。）を基礎とするものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2～3 （略）</p> <p>4 <u>前条第4項の非常事故株式等について、休止期間営業費用の額は、事業の休止期間中（事業の休止の日以降3月以内に限る。）に発生した当該費用を日本貿易保険が確認することができる帳票、当該費用が発生したことを証する書類、事業休止直前においても当該費用が営業費用とさ</u></p>	<p>第4条 前条第1項の非常事故株式等について第2条第1項第1号の事由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価した額は、次の各号に定めるいずれかの書類における被保険投資の相手方評価額（以下「直前評価額」という。）を基礎とするものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2～3 （略）</p>	

新	旧	備考
<p><u>れていたことがわかる書類、当該費用につき事業休止直前から変更が発生している場合はその内容がわかる書類、その他日本貿易保険が求めた書類を基礎とするものとする。</u></p> <p><u>5</u> 第2条第1項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかの事由の発生による取得金（金銭で取得したものを除く。）又は取得可能金（金銭債権で取得したものを除く。）の額は、保険金の支払の請求をした日におけるその取得金又は取得可能金の価額とする。ただし、その日の前日までに取得金を処分したときは、その処分価額とし、又はその日の前日までに第7条の規定により取得金を金銭で取得したものとみなされたときは、そのみなされた日の価額とする。</p>	<p><u>4</u> 第2条第1項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかの事由の発生による取得金（金銭で取得したものを除く。）又は取得可能金（金銭債権で取得したものを除く。）の額は、保険金の支払の請求をした日におけるその取得金又は取得可能金の価額とする。ただし、その日の前日までに取得金を処分したときは、その処分価額とし、又はその日の前日までに第7条の規定により取得金を金銭で取得したものとみなされたときは、そのみなされた日の価額とする。</p>	
<p><u>(取得のための対価の額に係る制限)</u></p> <p><u>第5条</u> 株式等について第3条第1項、<u>第2項又は第4項</u>の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額又はその累計額が当該株式等の取得のための対価の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額を超えるときは、日本貿易保険がてん補すべき額は、これらの規定にかかわらず、その残額とする。</p> <p>一 当該事由発生前における当該株式等の喪失（第2条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する事由によるものを除く。）により取得した金額又は取得し得べき金額（送金不能額が含まれる場合にあつては、これらの金額から当該送金不能額を控除した残額）とその喪失した株式等の取得のための対価の額とのいずれか多い金額</p> <p>二 (略)</p> <p>三 第3条第1項各号、<u>第2項各号又は第4項各号</u>に規定する金額</p> <p>2～3 (略)</p>	<p><u>第5条</u> 株式等について第3条第1項<u>又は第2項</u>の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額又はその累計額が当該株式等の取得のための対価の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額を超えるときは、日本貿易保険がてん補すべき額は、これらの規定にかかわらず、その残額とする。</p> <p>一 当該事由発生前における当該株式等の喪失（第2条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する事由によるものを除く。）により取得した金額又は取得し得べき金額（送金不能額が含まれる場合にあつては、これらの金額から当該送金不能額を控除した残額）とその喪失した株式等の取得のための対価の額とのいずれか多い金額</p> <p>二 (略)</p> <p>三 第3条第1項各号<u>又は第2項各号</u>に規定する金額</p> <p>2～3 (略)</p>	
<p><u>(取得金の送金不能に係る取扱い)</u></p> <p><u>第6条</u> 日本貿易保険は、第3条第1項、<u>第3項及び第4項並びに前条</u>の規定にかかわらず、取得金又は取得可能金のうち次の各号のいずれかに該当する事由により本邦に送金することができない金額（その事由の発生前に本邦に送金し得べきであった金額を除く。以下「送金不能取得額」という。）が生じたときは、第3条第1項、<u>第3項及び第4項並びに前条</u>の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額のほか、その額</p>	<p><u>第6条</u> 日本貿易保険は、第3条第1項<u>及び第3項並びに前条</u>の規定にかかわらず、取得金又は取得可能金のうち次の各号のいずれかに該当する事由により本邦に送金することができない金額（その事由の発生前に本邦に送金し得べきであった金額を除く。以下「送金不能取得額」という。）が生じたときは、第3条第1項<u>及び第3項並びに前条</u>の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額のほか、その額と第3条第1項第2</p>	

新	旧	備考
<p>と第3条第1項第2号、<u>第3項第1号若しくは第4項第1号</u>又は前条第1項第2号若しくは第2項第2号に規定する金額から送金不能取得額を控除した残額をそれぞれ第3条第1項第2号、<u>第3項第1号若しくは第4項第1号</u>又は前条第1項第2号若しくは第2項第2号に規定する金額とみなして第3条第1項、<u>第3項及び第4項</u>並びに前条の規定を適用して算出した日本貿易保険がてん補すべき額との差額をてん補するものとする。</p> <p>一～六 （略）</p>	<p>号若しくは第3項第1号又は前条第1項第2号若しくは第2項第2号に規定する金額から送金不能取得額を控除した残額をそれぞれ第3条第1項第2号若しくは<u>第3項第1号</u>又は前条第1項第2号若しくは第2項第2号に規定する金額とみなして第3条第1項<u>及び</u>第3項並びに前条の規定を適用して算出した日本貿易保険がてん補すべき額との差額をてん補するものとする。</p> <p>一～六 （略）</p>	
<p><b>(みなし取得金)</b>  <b>第7条</b> 前条の適用に関しては、被保険者が譲渡することができる取得金（金銭で取得したものを除く。）をその取得の日から2月以内に金銭で取得しなかったときは、その期間を経過した日に金銭で取得したものとみなす。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りでない。</p>	<p><b>第7条</b> 前条の適用に関しては、被保険者が譲渡することができる取得金（金銭で取得したものを除く。）をその取得の日から2月以内に金銭で取得しなかったときは、その期間を経過した日に金銭で取得したものとみなす。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りでない。</p>	
<p><b>第8条～第10条</b> （略）</p>	<p><b>第8条～第10条</b> （略）</p>	
<p><b>第3章 保険契約者又は被保険者の義務</b>  <b>第11条</b> （略）</p>	<p><b>第3章 保険契約者又は被保険者の義務</b>  <b>第11条</b> （略）</p>	
<p><b>(書類の保管義務等)</b>  <b>第12条</b> 被保険者は、被保険投資の相手方の<u>事業年度ごとの監査済財務諸表等及び運用規程に定める書類</u>を取得し、整理保管しなければならない。                  2 被保険者は、前項の規定により保管してある<u>書類</u>について日本貿易保険が提出を求めたときは、遅滞なく、これに応じなければならない。</p>	<p><b>(財務諸表等の保管義務等)</b>  <b>第12条</b> 被保険者は、被保険投資の相手方の<u>監査済財務諸表等</u>を取得し、<u>被保険投資の相手方の事業年度ごとに整理保管</u>しなければならない。                  2 被保険者は、前項の規定により保管してある<u>文書</u>について日本貿易保険が提出を求めたときは、遅滞なく、これに応じなければならない。</p>	
<p><b>(損失の防止軽減等の義務)</b>  <b>第15条</b> 被保険者は、損失を防止軽減するため、他の債権における注意と同様の注意をもって一切の合理的措置を講じなければならない。                  2 被保険者は、損失の全部又は一部の賠償、<u>補償その他これに準じるもの</u>を受けることができる場合は、<u>当該権利</u>の行使又は保存に必要な手続を怠ってはならない。</p>	<p><b>(損失の防止軽減等の義務)</b>  <b>第15条</b> 被保険者は、損失を防止軽減するため、他の債権における注意と同様の注意をもって一切の合理的措置を講じなければならない。                  2 被保険者は、損失の全部又は一部の賠償を受けることができる場合は、<u>その賠償請求権</u>の行使又は保存に必要な手続を怠ってはならない。</p>	

新	旧	備考
3～4 (略)	3～4 (略)	
第16条～第18条 (略)	第16条～第18条 (略)	
第4章～第7章 (略)	第4章～第7章 (略)	
<p><b>第8章 雑則</b> (換算率)</p> <p><b>第33条</b> この約款において、外貨を邦貨に、邦貨を外貨に、又は一の外貨を他の外貨に換算する場合に適用する外国為替相場は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 次の各号の金額が外貨建てのときは、当該金額は、次の各号の規定に基づき邦貨に換算するものとする。ただし、運用規程に定めた場合は、この限りでない（以下第3項及び第4項において同じ。）。</p> <p>一 <u>次のイとロの各金額は、それぞれに定める日における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算して証券に記載する。</u></p> <p>イ <u>取得のための対価の額 送金日</u></p> <p>ロ <u>配当金請求権の額 配当計画等により額を定めた日</u></p> <p>二 <u>第3条第1項の損失の算定は、算定に用いる、同項中の各金額、第5条第1項に定める各金額又は第6条に規定する送金不能取得額の通貨が、損害の発生の直前に評価した額の通貨と異なる場合は、次のイからニに定める日において同損害の発生の直前に評価した額の通貨に換算して行い、算定された額を損害の発生の直前の日（ただし、取得のための対価の額と損害の発生の直前に評価した額を比較すべき場合であって、損害の発生の直前に評価した額の通貨において前者の額が後者の額を下回る場合は前号イに定める日）における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。</u></p> <p>イ <u>取得のための対価の額 払込日（当該日の認定が難しい場合は送金日）</u></p> <p>ロ <u>損害の発生の直後に評価した額 損害の発生の直前の日</u></p> <p>ハ <u>回収した金額 回収した日</u></p> <p>ニ <u>その他の額 額が確定した日</u></p>	<p><b>第8章 雑則</b> (換算率)</p> <p><b>第33条</b> この約款において、外貨を邦貨に、邦貨を外貨に、又は一の外貨を他の外貨に換算する場合に適用する外国為替相場は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 次の各号の金額が外貨建てのときは、当該金額は、次の各号の規定に基づき邦貨に換算するものとする。ただし、運用規程に定めた場合は、この限りでない（以下第3項及び第4項において同じ。）。</p> <p>一 <u>第3条及び第5条に規定する株式等の取得のための対価の額については、その送金日における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。</u></p> <p>二 <u>第3条第1項の直前に評価した額については、第2条第1項第1号の事由又は第2条第1項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前の日、第3条第1項第1号の直後に評価した額については、第2条第1項第1号から第4号までのいずれかの事由の発生直後の日における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。</u></p>	

新	旧	備考
<p>三 <u>第3条第2項の損失の算定は、算定に用いる、同項中の各金額又は第5条第1項に定める各金額の通貨が送金不能額の通貨と異なる場合は、次のイからハの各金額をそれぞれに定める日において送金不能額の通貨に換算して行い、送金不能額が確定した日（ただし、取得のための対価の額と送金不能額を比較すべき場合であって、送金不能額の通貨において前者の額が後者の額を下回る場合は第1号イに定める日）の前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。</u>  <u>イ 取得のための対価の額 払込日（当該日の認定が難しい場合は送金日）</u>  <u>ロ 回収した金額 回収した日</u>  <u>ハ その他の額 額が確定した日</u></p> <p>四 <u>第3条第3項の損失の算定は、算定に用いる、同項中の各金額、第5条第2項に定める各金額又は第6条に定める送金不能取得額の通貨が取得のための対価の額の通貨又は信用事故配当金請求権に基づき取得し得べき配当金の額の通貨と異なる場合は、次のイ及びロの各金額をそれぞれに定める日において取得のための対価の額の通貨又は信用事故配当金請求権に基づき取得し得べき配当金の額の通貨に換算して行い、算定された額を第1号イに定める日又は信用事故配当金請求権に基づき取得し得べき配当金の額が確定した日における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。</u>  <u>イ 回収した金額 回収した日</u>  <u>ロ その他の額 額が確定した日</u></p> <p>五 <u>第3条第4項の損失の算定は、算定に用いる、同項中の各金額、第5条第1項に定める各金額又は第6条に規定する送金不能取得額の通貨が、損害の発生の直前に評価した額の通貨と異なる場合は、次のイからニの各金額をそれぞれに定める日において同損害の発生の直前に評価した額の通貨に換算して行い、算定された額を損害の発生の直前の日（ただし、取得のための対価の額と損害の発生の直前に評価した額を比較すべき場合であって、損害の発生の直前に評価した額の通貨において前者の額が後者の額を下回る場合は第1号イに定める日）における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。</u>  <u>イ 取得のための対価の額 払込日（当該日の認定が難しい場合は送金日）</u></p>	<p>三 <u>第3条第1項第3号、第2項第3号又は第3項第2号に規定する回収した金額については、回収を確認した日における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。</u></p> <p>四 <u>第3条に規定する金額（前3号の金額を除く。）、第5条第1項（同項第3号を除く。）及び第2項（同項第3号を除く。）に規定する取得金若しくは取得可能金又は第6条に規定する送金不能取得額については、その額が確定した日における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。</u></p>	

新	旧	備考
<p> <u>ロ 休止期間営業費用 損害の発生の直前の日</u>  <u>ハ 回収した金額 回収した日</u>  <u>ニ その他の額 額が確定した日</u>                      六 <u>第3条第5項のプレミアム相当額の損失の算定は、算定に用いる、同項中の当該事由の発生直前に被保険者の財務諸表等において被保険投資の相手方の株式等として計上されている額、証券で定めるプレミアム相当額に係る取得のための対価の額又は当該プレミアム相当額について当該事由の発生直後に評価した額の通貨が、損害の発生の直前における被保険投資の相手方評価額（以下この号において、「直前相手方評価額」という。）の通貨と異なる場合は、次のイ及びロに定める日において、直前相手方評価額の通貨に換算して行い、算定された額を、損害の発生の直前の日（ただし、プレミアム相当額に係る取得のための対価の額と、当該事由の発生直前に被保険者の財務諸表等において被保険投資の相手方の株式等として計上されている額と直前相手方評価額との差額を比較すべき場合であって、直前相手方評価額の通貨において前者の額が後者の額を下回る場合は第1号イに定める日）における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。</u>  <u>イ プレミアム相当額に係る取得のための対価の額 当該額を定めた日</u>  <u>ロ 当該事由の発生直前に被保険者の財務諸表等において被保険投資の相手方の株式等として計上されている額及びプレミアム相当額について当該事由の発生直後に評価した額 損害の発生の直前の日</u>                      3～7 （略）                 </p>	<p>                     3～7 （略）                 </p>	



新	旧	備考
<p>第34条～第41条（略）</p> <p>附 則 この<u>改正</u>は、令和3年1月18日から実施する。</p> <p>附 則 この<u>改正</u>は、令和3年4月1日から実施する。</p> <p>附 則 この<u>改正</u>は、令和4年4月11日から実施する。</p> <p>附 則 この<u>改正</u>は、令和4年4月11日から実施する。</p>	<p>第34条～第41条（略）</p> <p>附 則 この<u>規程</u>は、令和3年1月18日から実施する。</p> <p>附 則 この<u>規程</u>は、令和3年4月1日から実施する。</p>	